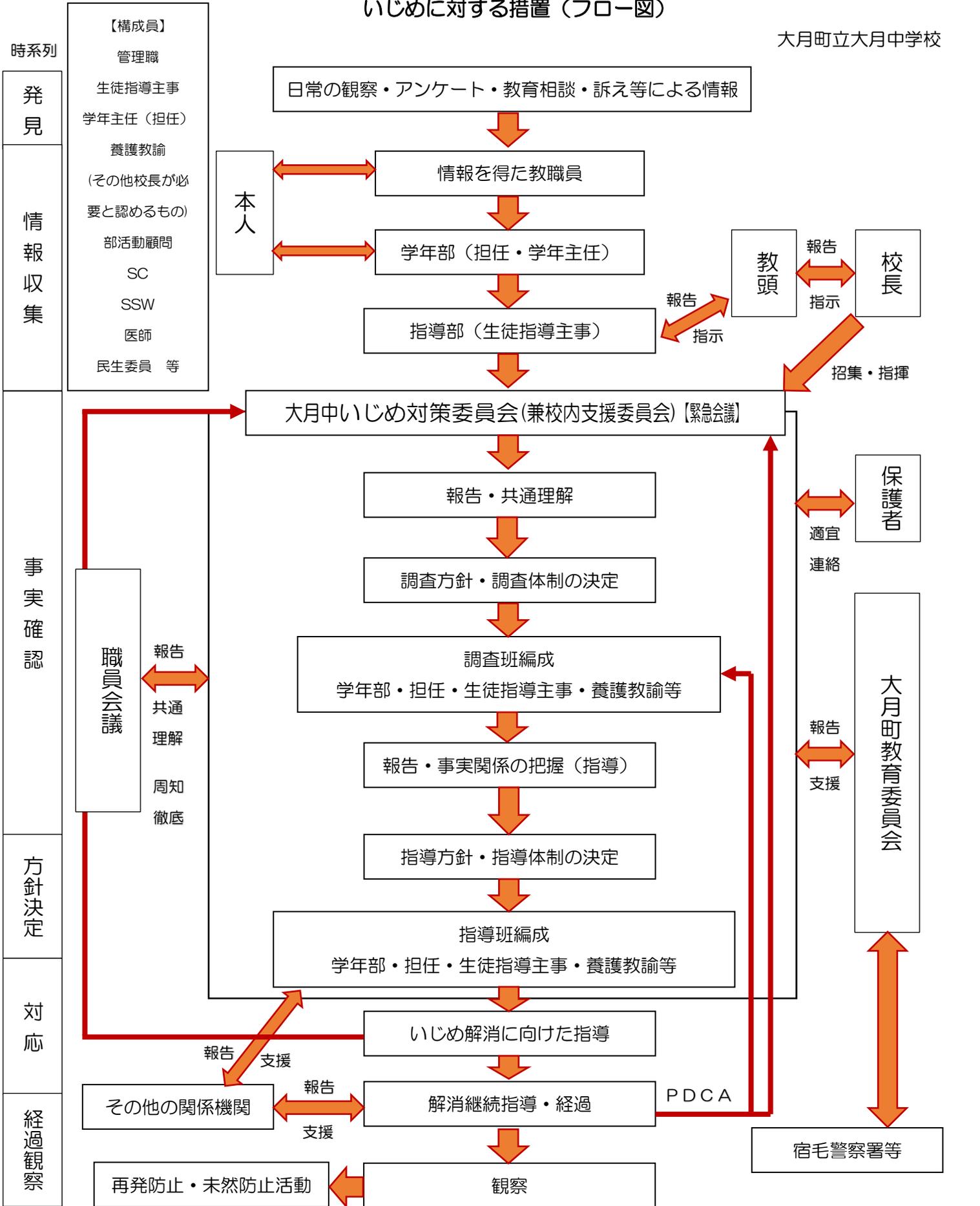


いじめに対する措置（フロー図）

大月町立大月中学校



※いじめの事案の状況に応じては、柔軟かつ適切に対応する。いじめ解消に向けては、迅速な対応が大切になる。そこで、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

※重大事態が発生した場合は、町教委に報告するとともに、重大事態委員会（構成員：地教委から推薦された弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者（第三郡））を設置する。その際の調査は、いじめ対策委員会が母体となり、重大事態への対処と同種の事態の防止を目的に行う。

※事案によっては、学年または学校の全ての保護者に説明する必要があるかどうかを判断し、必要な場合は、当事者の賛同を得た上で、緊急保護者会を実施する。また、マスコミへの対応も考えられるため、窓口を明確にして誠実に対応する。